



# 栃木県公報

平成25年  
6月21日(金)  
第2489号

## 目 次

告 示	
○栃木県一般会計補正予算等.....	557
公 告	
○患者の届出.....	562
○都市計画決定図書の写しの縦覧.....	562
人事委員会	
○災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関する規則の一部改正.....	562
調達等公告	
○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）.....	563

## 告 示

### 栃木県告示第378号

平成25年度栃木県一般会計補正予算（第2号）等については、平成25年6月18日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成25年6月21日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 平成25年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、国の緊急経済対策を踏まえ、医療施設耐震化臨時特例基金への積立て等を行うとともに、栃木会館の取壊しに伴う代替施設の整備や馬頭最終処分場の計画変更への対応、4月の降霜等による農作物被害対策等の当面する緊要な課題に、適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、11億966万円の増額となり、既定予算が7,701億4,750万円であったので、補正後の予算総額は、7,712億5,716万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 歳入

（単位 千円）

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	203,500,000		203,500,000
2 地方消費税清算金	39,109,000		39,109,000
3 地方譲与税	29,500,000		29,500,000
4 地方特例交付金	800,000		800,000
5 地方交付税	126,000,000		126,000,000
6 交通安全対策特別交付金	800,000		800,000
7 分担金及び負担金	4,167,867		4,167,867
8 使用料及び手数料	7,322,196		7,322,196
9 国庫支出金	86,246,159	856,502	87,102,661
10 財産収入	2,103,834	477	2,104,311

11	寄	附	金	33,686		33,686
12	繰	入	金	38,166,615	41,393	38,208,008
13	繰	越	金	1,000,000	140,288	1,140,288
14	諸	収	入	120,386,143		120,386,143
15	県		債	111,012,000	71,000	111,083,000
	合		計	770,147,500	1,109,660	771,257,160

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議 会 費	1,488,856		1,488,856
2 総 務 費	31,894,281	51,518	31,945,799
3 民 生 費	87,580,622	46,394	87,627,016
4 衛 生 費	55,326,613	766,663	56,093,276
5 労 働 費	9,417,401		9,417,401
6 農 林 水 産 業 費	37,866,467	189,933	38,056,400
7 商 工 費	99,219,453	33,000	99,252,453
8 土 木 費	68,352,677	290	68,352,967
9 警 察 費	43,618,791		43,618,791
10 教 育 費	187,666,570	20,430	187,687,000
11 災 害 復 旧 費	3,105,747		3,105,747
12 公 債 費	100,497,022	1,432	100,498,454
13 諸 支 出 金	43,313,000		43,313,000
14 予 備 費	800,000		800,000
合 計	770,147,500	1,109,660	771,257,160

## (3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職 員 費	206,436,315		206,436,315
2 公 共 事 業 費	46,750,077	123,700	46,873,777
3 建 設 事 業 費	50,837,365	141,711	50,979,076
4 公 債 償 還 費	100,497,022	1,432	100,498,454
5 主 要 義 務 費	110,243,512		110,243,512
6 税 交 付 金 等	43,313,000		43,313,000
7 一 般 行 政 費	82,897,934	749,084	83,647,018
8 受 託 事 務 費	2,114,107		2,114,107
9 県 単 補 助 金	11,442,236	60,733	11,502,969
10 県 単 貸 付 金	104,582,738		104,582,738

11 災害復旧費	3,143,756	33,000	3,176,756
12 直轄事業負担金	7,889,438		7,889,438
合 計	770,147,500	1,109,660	771,257,160

## 部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説 明
[経営管理部] 1 公 債 費	1,432	公的資金の補償金免除繰上償還に要する経費 〔補償金免除繰上償還の概要〕 ・対 象 団 体 東日本大震災特定被災地方公共団体 ・対 象 資 金 年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金 ・繰上償還対象 9件、456,767千円 ・借 換 対 象 5件、190,432千円(うち借換額189,000千円)
2 栃木会館代替施設 整 備 費	51,518	栃木会館の取壊しに伴う代替施設の整備に要する経費 1 北別館(仮称)整備費 40,614 ・設置場所 保健福祉会館等跡地 ・事業計画 平25 基本・実施設計 平26~27 建設工事 ・総事業費 約11.9億円 2 元議員会館改修工事費 10,904 ・事業計画 平25 設計 平26 改修工事 ・総事業費 約2.2億円
[県民生活部] 3 消費者行政活性化 基 金 事 業 費	10,001	地方消費者行政活性化交付金による基金の積立及び食の安全・安心推進事業に要する経費の補正 (補正前) 43,178 → (補正後) 53,179 1 基金積立金 5,001 2 「元気なとちぎの消費生活市」開催費 5,000 ・主 催 県 ・開催時期 平成25年10月又は11月(1日間)
[環境森林部] 4 自然公園等施設整備 事 業 費 ( 災 害 )	33,000	平成25年2月25日に発生した地震により被害を受けた自然公園施設の災害復旧事業に要する経費の補正 (補正前) 20,000 → (補正後) 53,000 ・実施箇所 女夫湖尾瀬沼線歩道 鬼怒の中将乙姫橋
5 馬頭最終処分場整備 事 業 費	53,800	那珂川町内に建設する県営最終処分場の計画変更に伴う基本設計等に要する経費の補正 (補正前) 96,346 → (補正後) 150,146 1 基本設計策定費 28,500 ※平26債務負担行為 12,300千円 2 環境影響評価業務委託費 25,300 ※平26債務負担行為 37,700千円
[保健福祉部] 6 医療施設耐震化臨時 特 例 基 金 積 立 金	712,863	医療施設耐震化臨時特例交付金による基金の積立に要する経費 ・対象 地方独立行政法人新小山市市民病院
7 介護基盤緊急整備等 臨 時 特 例 基 金 事 業 費	14,850	介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備への助成に要する経費 ・事業主体 市町村 ・対象施設数 6施設 ・補助率 10/10

8 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	21,543	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用した、社会福祉施設等のスプリンクラー整備への助成に要する経費の補正 (補正前) 8,566 → (補正後) 30,109 ・事業主体 社会福祉法人 ・対象施設数 14施設 ・補助率 3/4
〔農政部〕 9 農漁業災害対策特別措置費	57,899	県農漁業災害対策特別措置条例に基づく、農作物等生産維持のための助成及び農業者の経営安定に必要な資金の融通措置に要する経費の補正 ・条例適用災害 平成25年4月中下旬の降霜及び低温 (補正前) 3,446 → (補正後) 61,345 1 病虫害防除用農薬購入費等補助金 55,348 ・事業主体 市町村 ・補助率 1/2 2 災害経営資金等利子補給費補助金 2,551 ・事業主体 市町村 ・融資枠 9億円 ・融資対象 農業経営に必要な経費 ・融資限度額 200万円、500万円 ・融資期間 3年・5年以内(据置あり) ・融資利率 0.7% ・債務負担行為限度額 18,901千円
10 がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費	2,834	農業者の経営安定に必要な資金の融通措置に要する経費の補正 (補正前) 26,456 → (補正後) 29,290 ・対象災害 平成25年4月中下旬の降霜及び低温による農作物被害を追加 ・事業主体 市町村 ・融資枠 7億円 ・融資対象 農業経営に必要な経費 ・融資限度額 500万円(災害経営資金の上乗せ分) ・融資期間 5年以内(据置あり) ・融資利率 無利子 ・債務負担行為限度額 21,002千円
11 とちぎの食育推進事業費	3,000	農業者等による農業体験を通じた食育活動に対する助成 ・事業主体 市町村、農協、生協等 ・補助率 国 1/2
12 栃木グリーン・ツーリズム推進事業費	2,500	滞在型グリーン・ツーリズムの展開に向けた広域ネットワーク形成等に要する経費 ・事業主体 県
13 公共事業費	123,700	土地改良事業費
〔教育委員会事務局〕 14 理科教育設備整備費	20,430	理科教育の振興を図るための理科教育設備の整備に要する経費 1 高等学校等 18,908 ・整備数 高校 46校、97品目 附属中 2校、6品目 2 特別支援学校 1,522 ・整備数 11校、25品目

## 2 平成25年度栃木県公債管理特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、公的資金の補償金免除繰上償還に伴うものであり、補正予算の額は、1億8,900万円の増額となり、既定予算が266億7,836万円であったので、補正後の予算総額は、268億6,736万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 繰入金	4,533,360		4,533,360
2 県債	22,145,000	189,000	22,334,000
合 計	26,678,360	189,000	26,867,360

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 公債費	26,678,360	189,000	26,867,360
合 計	26,678,360	189,000	26,867,360

## 3 平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、公的資金の補償金免除繰上償還に伴うものであり、補正予算の額は、9億2,509万円の増額となり、既定予算が70億4,297万円であったので、補正後の予算総額は、79億6,806万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	3,351,244		3,351,244
2 使用料及び手数料	310		310
3 国庫支出金	772,800		772,800
4 繰入金	1,407,419	290	1,407,709
5 繰越金	420,202		420,202
6 諸収入	650,895		650,895
7 県債	439,800	924,800	1,364,600
8 財産収入	300		300
合 計	7,042,970	925,090	7,968,060

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 流域下水道事業費	5,715,627		5,715,627
2 公債費	1,327,343	925,090	2,252,433
合 計	7,042,970	925,090	7,968,060

## 4 平成25年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、公的資金の補償金免除繰上償還に伴うものであり、その内容は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計

収益的収支	1,974,000		1,974,000	1,730,000		1,730,000
資本的収支	1,000	369,000	370,000	1,009,000	374,960	1,383,960
計	1,975,000	369,000	2,344,000	2,739,000	374,960	3,113,960

5 平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、公的資金の補償金免除繰上償還に伴うものであり、その内容は、次のとおりである。  
(単位 千円)

区分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	609,000		609,000	547,000		547,000
資本的収支	45,000	36,000	81,000	707,000	37,240	744,240
計	654,000	36,000	690,000	1,254,000	37,240	1,291,240

(財政課)

### 公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成25年6月21日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成25年6月12日	法令殺

(畜産振興課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成25年6月10日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（栃木駅南部地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年6月21日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

### 人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第十九号

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十一日

栃木県人事委員会委員長 平間 幸男

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条第一項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第二条第二項中「又は国民保護等派遣職員」を「国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 調 達 等 公 告

### ○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成25年6月21日

栃木県立岡本台病院長 黒 田 仁 一

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

栃木県立岡本台病院電子カルテシステム整備業務

##### (2) 業務内容

システムの基本設計及び詳細設計、プログラムの設計及び開発、システムテスト、機器の設置及び調整並びに職員研修

##### (3) 履行期限

平成26年2月28日

##### (4) 履行場所

栃木県立岡本台病院

#### 2 参加資格、選定基準及び評価基準

##### (1) 参加表明書の提出者に要求される資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ウ 平成25年6月21日から同年9月2日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

##### (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 会社の経営状況

イ 専門技術者の状況

ウ 主要業務及び同種又は類似の業務の実績

エ 本システムの開発体制

オ 業務主任技術者及び業務担当技術者の資格、業務実績及び手持ちの業務の状況

カ 本システム運用開始後のメンテナンスの体制

##### (3) 技術提案書の特定のための評価基準

ア (2)のイからカまでに掲げる事項

イ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性

ウ システムの操作性及びセキュリティ対策

エ システムの費用対効果

#### 3 手続等

##### (1) 担当部局

〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町2162番地

栃木県立岡本台病院医事栄養課 電話028-673-2211

## (2) 説明書の交付期間及び交付場所

## ア 交付期間

平成25年6月21日から同年7月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

## イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

## (3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

## ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

## ウ 提出期間

平成25年6月21日から同年7月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

## (4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

## ア 提出方法

技術提案書の提案者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

## ウ 提出期間

平成25年7月23日から同年9月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

## 4 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

(3) 関係情報を入手するための照会窓口は、3の(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 2の(1)の決定を受けていない者が3の(3)により参加表明書を提出し、その者が技術提案書の提案者として選定された場合には、技術提案書提出時まで、当該資格の決定を受けていなければならない。

(6) 詳細は、説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Development of the Electronic Medical Record System for Tochigi Prefectural Okamoto Hospital, 1 set

(2) Time limit to express interests:4:00 P.M. July 17,2013

(3) Time limit for the submission of proposals:4:00 P.M. September 2,2013

(4) Information is available at:

Medical Nutrition Division,

Tochigi Prefectural Okamoto Hospital

2162 Shimookamotomachi, Utsunomiya, Tochigi Prefecture 329-1104

TEL 028-673-2211

(医事厚生課)